

老人デイサービスセンター豊友

総合事業重要事項説明書

当事業所はお客様に対して介護予防・生活支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

法人名 社会福祉法人 豊寿会

法人所在地 大分県大分市大字大分4772番地の2

電話・FAX 電話:097-583-5080 FAX:097-583-5090

代表者氏名 理事長 帆秋伸彦

設立年月 平成3年7月19日

2. 事業所概要

事業所の種類 指定通所介護事業所 指定介護予防通所介護事業所
(平成12年3月17日指定、4472300401)

※当事業所はケアハウス豊友館に併設されています。

事業所の目的 介護予防・生活支援サービス事業(以下「総合事業」という)は、その対象者になった場合においても、その利用者の尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう総合事業にあたる従業者による必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

事業所の名称 老人デイサービスセンター豊友

事業所の所在地 〒879-5501 大分県由布市挾間町鬼崎4番地16

電話・FAX 電話:097-583-5080 FAX:583-5090

事業所の管理者 亀井公恵

当事業所の運営方針

防止または要介護状態になることの予防に資するよう、その目標を設定し、「自立支援型通所サービス生活機能支援マニュアル」に基づき、計画実施するものとする。

開設年月日 平成4年5月6日

利用定員 35名

3. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域 由布市、大分市

営業日 月曜日～土曜日

営業時間 午前8時30分～午後5時

4. 職員の配置状況

当事業所では、お客様に対して総合事業を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

管理者	常勤	1名（兼務）	通所介護計画の作成および説明、その他の管理
生活相談員	常勤	1名以上	生活指導その他の指定通所介護の提供
看護職員	常勤	1名以上	看護その他の指定通所介護の提供
機能訓練員	常勤	1名以上	機能訓練指導その他の指定通所介護の提供
介護職員	常勤	5名以上	介護その他の指定通所介護の提供
管理栄養士	常勤	1名（兼務）	栄養管理業務

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、お客様に対して以下のサービスを提供します。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスは、利用料金の９割（通常の場合）もしくは８割が由布市から給付されます。

食事	当事業所では管理栄養士のたてる献立表により、栄養並びにお客様の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 お客様の自立支援のため食堂にて食事をとっていただくことを原則としていますが１人で食べられない方は食事介助をいたします。 食事時間は１２時からです。 時間外でも個々の状況に応じて対応します。
入浴	入浴または清拭を行います。 寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴できます。 入浴介助や洗髪、口腔衛生のお手伝いも行います。
排泄	排泄介助を行います。 排泄の自立を促すため、お客様の身体能力を最大限活用した援助を行います。 おむつ代は別途いただきます。
機能訓練	機能訓練員により、お客様の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

サービス利用料金（１月あたり自己負担金）

介護予防日常生活支援事業費

	要介護度	利用料	自己負担額		
			1 割	2 割	3 割
通所自立支援型サービス	要支援 1	17,980	1,798	3,596	5,394
	要支援 2	36,210	3,621	7,242	10,863
通所自立支援強化サービス(4H 未満)	要支援 1・2	8,630	863	1,726	2,589
通所自立支援強化サービス(4H 以上)	要支援 1・2	14,380	1,438	2,876	4,314

加算分等（1 月あたり）

	要介護度	利用料	自己負担額		
			1 割	2 割	3 割
選択のサービス複数実施加算	要支援 1・2	4,800	480	960	1,440
サービス提供体制強化加算Ⅱ	要支援 1	240	24	48	72
	要支援 2	480	48	96	144
同一建物減算	要支援 1	-3,760	-376	-752	-1,128
	要支援 2	-7,520	-752	-1,504	-2,256
介護職員処遇改善加算Ⅱ	要支援 1・2	所定単位数の 70/1000 を加算			

※介護保険負担割合証の割合に基づき金額が異なります。

*お客様がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービスの料金の全額をいったんお支払いいただく場合があります。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、お客様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

ただし、生活機能低下など 65 歳以上の方で基本チェックリストの結果により、利用できるサービスがあります。

*お客様に提供する食事の材料にかかる費用は別途いただきます。

* 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、お客様の負担額を変更します。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がお客様の負担となります。

- ・ 食事の材料費 1 回あたり 4 2 0 円
お客様に提供する食事の材料にかかる費用です。
- ・ おむつ代 実費
- ・ 複写物の交付 1 枚につき 1 0 円
- ・ 通常の事業実施区域外の送迎費
通常の事業実施区域外から当事業所のサービスを利用された場合は実費

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用はサービス利用終了月の翌月にお支払い下さい。

(4) 利用料金の中止、変更、追加

利用予定日の前にお客様の都合により、通所介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業所に申し出て下さい。利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の金額をお支払いいただく場合があります。但し、お客様の体調不良など正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用日の前日までに中止の申し出があった場合 無料

利用日の前日までに中止の申し出がなかった場合 食事の材料費 420 円等

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりお客様の希望する期間のサービスの提供ができなかった場合、他の利用可能日時をお客様に提供して協議します。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受けつけます。

○苦情受付窓口 ケアハウス豊友館

(担当者) 石川 亨

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 午前9時～午後5時

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○由布市 介護保険課

所在地 由布市湯布院町川上3738-1

電話番号 0977-84-3111

受付時間 午前8時30分～午後5時

○大分県 国民健康保険団体連合会

所在地 大分市大手町2-3-12

電話番号 097-534-8470

受付時間 午前8時30分～午後5時

○大分県 社会福祉協議会

所在地 大分市大津町2-1-41

電話番号 097-558-0300

受付時間 午前8時30分～午後5時

令和 年 月 日

指定通所介護サービス等の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

老人デイサービスセンター豊友

説 明 者

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービス等の提供開始に同意しました。

利用者住所

利用者氏名

利用者代理人住所

代理人氏名

〈事項説明書附属文書〉

1. 事業所の構造

建物の構造	鉄筋コンクリート造4階建
建物の延べ床面積	362㎡
施設の周辺環境	立地場所は大分平野の南端に位置し、周辺に樹木の多い小高い丘の上にあり、麓を大分川の清流が流れ、北に豊後の名山、由布岳・鶴見岳を眺望でき、さらに西に九重連山を遠望できる土地にあり、極めて環境のよいところにある。また、敷地内に温泉が湧出しており、これを浴用に利用している。 現地は、大分・別府両市の中心部から車で20～30分、挾間町の中心部から数分の距離にあり、大分と福岡を結ぶ国道210号線沿いにあるため大変交通の便がよい。

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

生活相談員	お客様の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
看護職員	主にお客様の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助も行います。
介護職員	お客様の日常生活上の介護等を行います。
機能訓練指導員	お客様の機能訓練等を担当します。

3. 重要事項説明時からサービス提供までの流れ

(1) お客様に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、今後当事業所で作成する「通所介護計画」に定めます。サービス提供までの流れは次の通りです。

- ① 当事業所の生活相談員等に通所介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ② その担当者は通所介護計画の原案については、お客様及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- ③ 通所介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはお客様及びその家族等の要請に応じて、変更の必要のある場合には、お客様及びその家族等と協議して変更します。
- ④ 通所介護計画が変更された場合には、お客様に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) お客様に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次のとおりです。

- ① 要介護認定を受けている場合
 - 居宅介護支援事業者の紹介等、必要な支援を行います。

- 通所介護計画を作成し、それに基づき、お客様にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）
- ◎ 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- 作成された居宅サービス計画に沿って、通所介護計画を変更し、それに基づき、お客様にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。
- ② 要介護認定を受けていない場合
 - 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
 - 通所介護計画を作成し、それに基づき、お客様にサービスを提供します。
 - 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）
 - ◎ 自立と認定された場合
 - サービス提供は終了します。
 - すでに実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。
 - 他のサービスをご紹介します。
 - ◎ 要支援・要介護と認定された場合
 - 居宅介護計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
 - ◎ 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
 - 作成された居宅サービス計画に沿って、通所介護計画を変更し、それに基づき、お客様にサービスを提供します。
 - 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

4. サービス提供者における事業者の義務

当事業所では、お客様に対してサービスを提供するにあたって、次の事を守ります。

- （１）お客様の生命・身体・財産の安全・確保に配慮します。
- （２）お客様の体調・健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、お客様から聴取・確認します。
- （３）お客様に提供したサービスについて記録を作成し、５年間保管するとともに、お客様又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- （４）サービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにご家族、主治医、及び介護支援専門員へ連絡を置こうなう等必要な措置を講じる。

- (5) 事業者及びサービス従業者は、サービスを提供するにあたって知り得たお客様又はご家族などに関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。ただし、お客様に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関などにお客様の心身の情報を提供します。また、お客様とのサービスの終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、お客様の同意を得ます。
- (6) 事業者は、非常災害に備えるため、年2回以上、避難・救出その他必要な訓練等を行います。
- (7) 事業者は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じ、また市町村等が行う調査等に協力し、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- (8) 事業者は、利用者の人権を擁護し虐待の防止のため、次の措置を講じます。
- ① 虐待を防止するための従業者への教育の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他虐待の防止のために必要な措置
- また、事業者はサービスの提供中に、従業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告します。
- (9) 保健所と連携を図り、感染症や食中毒の発生を予防するため、法人内に設置された感染対策委員会による、職員に対しての、感染症や食中毒の予防及び蔓延防止のための研修を実施します。
- (10) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。また、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。さらに、定期的に事業計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- (11) 事業者は、事業の運営にあたって地域住民またはボランティア等との連携及び協力を行う等の地域と交流いたします。
- (12) 事業者は、従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を実行させます。また、従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や事業所内で実施する研修への参加の機会を計画的に確保します。
- (13) 事業者は利用者に対し身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為は行いません。（ただし、利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- (14) 事業者は、適切な通所介護の提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止します。
- (15) 利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに由布市、利用者の家族、介護支援専門員、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- (16) 事業所で提供しているサービスの内容や課題等について第三者の観点から評価を行います。
- (17) 事業所において実施する事業の内容については、インターネット上に開設する法人のホームページにおいて公開します。

5. サービス利用に関する留意事項

施設、設備、敷地を本来の用途に従って利用してください。故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合は、お客様の自己負担により原状に復していただくか、または相当の代金をお支払いいただく場合があります。

サービス利用時には、次の事項にご留意ください。

- ① 職員や他利用者に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ② 職員や他利用者に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③ 職員や他利用者に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）

6. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任によりお客様に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様です。ただし、損害の発生について、お客様に故意又は過失が認められる場合には、お客様の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合

お客様は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所のサービスを終了させていただくことになります。

- (1) お客様が死亡した場合
- (2) 要介護認定により、お客様の心身の状況が要介護と判定された場合
お客様の要介護度が要介護と認定され、当事業所のサービスを受けられなくなった場合には、お客様の心身の状況・置かれている環境などを勘案し、関係機関の紹介など必要な支援を行うよう努めます。
- (3) 事業者が解散した場合・破産した場合・やむ得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (4) 施設の過失や重大な毀損によりお客様に対するサービスの提供が不可能になった場合
- (5) 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) お客様から解約の申し出があった場合（中途解約）
お客様から当事業所の解約を申し出ることができます。その場合に

は解約を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし以下の場合には、即時に解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② お客様が入院された場合
- ③ お客様の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス事業者が正当な理由なく通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス事業者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス事業者が故意又は過失によりお客様の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他重要な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がお客様の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけるおそれがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（7）事業者から解約を申し出た場合

以下の事項に該当する場合には、当事業所より解約を申し出る場合があります。

- ① お客様が、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果サービスの提供を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② お客様による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ お客様が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者若しくは他の利用者などの生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、サービスの提供を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境などを勘案し、必要な援助を行うように努めます。